

## 9月市議会一般質問（案）

2007年9月18日

5番 日本共産党 福間健治

福間健治です。質問通告に従い順次質問いたします。

まず、国・市の来年度予算編成について質問します。

政府では、来年度の予算編成が本格化しています。安倍内閣は、小泉内閣が決めた「歳入歳出改革」を踏襲し、高齢化に伴う社会保障費の増加を機械的に2千2百億円削減する概算要求基準を決めています。はじめに削減ありきの冷たいやり方です。生活保護母子加算を段階的廃止する、母子家庭の命綱である児童扶養手当の最大半減となる大幅削減です。

基礎年金財源について、小泉内閣は定率減税廃止の口実にしましたが、安倍内閣は、消費税増税の口実にしようとしています。国庫負担引き上げには、6兆円近い道路特定財源を一般財源化するなどの歳出の見直し、軍事費やむだな公共事業にメスをいければ、相当の財源が確保できますが、道路特定財源は現状維持、米軍基地強化の予算は特別扱い、中小企業予算を上回る米軍への思いやり予算。

法人税率の引き下げの検討、上場株式の配当をわずか10%に減税する優遇税制の恒久化など、大企業・大資産家の利益第一で、家計を痛めつける「構造改革」路線の逆立ち姿勢がくっきり浮かびあがっています。庶民に負担を押し付ける政治への怒りの民意を表した参議院選挙での審判に、安倍内閣が何らの反省をしていないことを改めて示しています。

参議院選挙での国民の審判を真摯にうけとめた、国民の暮らし優先の予算編成をするように、政府に要求すべきであります。見解を求めます。あわせて、大分市の来年度予算編成の基本方針について見解を求めます。

次に生活保護行政について質問します。

政府の進める強きを助け、弱きをくじく「構造改革」路線のもと、貧困と格差が広がり、生活を守る最後の砦である生活保護行政をめぐる北九州市の悲惨な餓死事件に心を痛めているのは、私一人ではないと思います。

北九州市小倉北区の男性52才が餓死した事件で、8月24日、弁護士、学者、福祉関係者ら、364人と4団体は、小倉北福祉事

務所長を公務員職権乱用罪と保護責任者遺棄致死罪で、刑事告発しました。

この事件の根底には、政府の生活保護抑制政策、辞退届け、就労指導の強要があったことが指摘されています。

生活保護法の第1条は、「この法律は日本国憲法25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護をおこない、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と明記されています。この精神を厳格に守り、市政に根付かせていくことは、最優先の課題であります。そこで4点について質問します。

まず、申請権の保障についてです。

大分市の平成17年度生活保護相談件数は1245、受理件数848、開始件数731、取り下げ件数115、辞退35件となっています。平成18年度では、相談件数1063、受理件数722、開始件数636、取り下げ件数84、辞退件数15となっています。

生活保護法第2条は、すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができ

る。と明記しています。また同条第7条は、申請保護の原則をうたっています。しかし、保護申請にいくとまず相談ですねといわれ、申請もしていないのに、ねほり、はおり聞かれます。申請もしていないのに調査する権限があるのかきわめて疑問です。申請を受理してから調査は開始されるものではないでしょうか。また申請権を保障するために、申請用紙はカウンターに常備しておくべきです。見解を求めます。

さて、北九州市での餓死事件の背景は、きびしい就労指導をしながら、辞退届けに追い込こまれものです。そこで申請の取り下げと辞退届について質問します。

さて、私が最近かかわった事例を一つ紹介します。キヤノンの非正規を首になり、ネットカフェ難民にもなれず、ホームレスになった25才の青年は、仕事がみつからないために、生活保護を申請し、私の知人の好意もあり、部屋を提供していただきました。ところ訪問調査の際、本人がアルバイトが決まったと言えば、その金額なら生活保護費と、とんとんといわれ、申請の取り下げを書かされました。2週間のアルバイト後、仕事も途絶え、家賃も払えないため、

家を追い出され、またホームレスになり、その後犯罪に手を染めるといふ結末になり、紹介した私も責任の一端を感じています。自立できる見通しのない申請者に対し、申請の取り下げは問題です。

17年度、18年度の申請取り下げの内、基準に満たない件数は何件あったのか見解を求めます。

次に辞退届けについてです。まず法的根拠についてお聞かせください。また辞退届けの内、生活保護基準に満たない件数はどだけか見解を求めます。

次に就労指導と就労支援についてです。北九州では保護廃止目標を決めて、就労指導が強要されていた実態が浮き彫りになりました。

私は、元気で就労できることを大いに奨励するものです。これは生き甲斐や自立にも道を開くことになります。しかし、強要することは、精神的なストレスとなり、自立を妨げるものになります。今年2月に相談をうけた55才の男性は、身体障害者の2級、肝硬変、腰痛でしたが、昨年5月頃から就労指導が強まり、このことがストレスとなりうつ病になり、治療をつづけています。その後、私も同席し、関係職員などと現状を踏まえ協議し、改善されました。

就労指導は本人意思を最大限尊重し、本人の病状や適性などを判断し、合意に基づきすすめていくべきです。

また公園の清掃など、公共施設の維持管理の軽度の作業ができるシステムを作るべきです。さらに、職業訓練の体制整備が必要と考えます。以上3点について見解を求めます。

次に生活保護受給中の自営業者の車の取り扱い方についてです。

大分市福祉事務所は、クリーニング業をしているAさん夫妻（70才代）の生活保護の申請に対し、事業用の自動車の保有を認め、昨年12月、生活保護を決定し、クリーニング業による収入を生活費に充当し、不足分として月額6万円の生活保護費が支給されるようになりました。しかし、自宅から事業所（滝尾）までの往復には自動車に乗ることを禁止しました。

そのため、自宅の城南団地から滝尾の事業所までは約5キロメートルで、所用時間は、自動車では30分ですが、Aさん夫妻は、自宅から事業所までは、自動車に乗ることが禁止されているためにバスを乗り継ぎ、1時間から1時間30分かかるようになりました。

その結果、1、これまで午前8時から仕事をしていたのにバスに

乗り継ぐことで9時30分からしか仕事にかかれなくなりました。

2、帰りは自動車に乗れないので、早く仕事を切り上げ、1日に2時間以上のロスができるようになりました。3、これまで自宅から事業所までの途中で洗濯物の集配をしていましたが、往復の自動車の利用を禁止されたため、それができなくなりました。また仕事が遅くなるので午後7時頃集配を依頼されていたお客さんも断らざるを得なくなりました。そのため月約2万円の減収です。4、経費は自動車では自宅から事業所までガソリン代約月額7000円ぐらいでしたが、バス代は月額2人分で2万円以上になり、約3倍になりました。

福祉事務所がAさんの自宅から事業所までの自動車使用を禁止しているのは、「通勤用自動車の保有を認めるのは他に交通機関がない場合」という厚生労働省の問答集を理由にしていますが、Aさんは通勤用自動車の保有を認めてくれと要求しているではありません。福祉事務所が事業用としてすでに保有を認めている自動車を自宅から事業所まで禁止せず活用させてくれと要求しているのです。

厚生労働省の通勤用自動車の保有を認める条件としての問答集と、

事業用としてすでに保有を認めている自動車を自宅から事業所まで使用するかどうかは別の問題です。Aさんが、自宅から事業所までの自動車の使用を禁止するのは筋違いであり不当であります。

「最低限度の生活保障と自立助長を目的とした」生活保護法第1条、また同法4条は「保護は生活に困窮する者がその利用し得る資産・能力・その他あらゆるものを最低生活を維持するために活用を要件として行われる」明記しています。Aさんの自宅から事業所まで自動車の活用は事業の一貫です。自動車の活用を全面的に認めてもらえば、経費の節約もでき、働く時間も増え、収入の増加につながります。市の財政支出を減らすことになります。法の趣旨からしても合致するものであり認めるべきです。見解を求めます。

次に中小零細業者の支援対策についてです。まず小規模修繕業務業者登録制度についてです。

先般、小規模修繕業務業者登録制度について日田市を視察してきました。日田市の同制度は、日田市が発注する小規模な修繕業務の見積もりに際し、簡易な登録方法を定めることにより、修繕業務を円滑に発注できることを目的とする」と記載されていますが、資格



をもたない地元の小規模な業者の営業と雇用を守ることも含まれている。これは合併により、平成18年度から制度がされたもので、大工、左官、電気、管工事などの業者51社が登録しています。30万円以下の18年度実績は工事件数733件、工事金額約4、600万円となっており、この中に小規模修繕業務業者登録制度を活用したものも含まれています。現時点では、詳細は把握していないとのことでしたが、今後把握していくそうです。中津市の例を参考に要綱を作成したとのことでした。

こうした制度が大分市でも実施されれば、市内中小零細業者の仕事おこしと雇用の確保に着実に結びつくものと考えます。ぜひ、大分市でも制度化していただきたいと考えますが、見解を求めます。

次にゴミ問題についてです。

さて、中小零細業者との懇談会では、事業系ゴミの収集運搬業者からは「ゴミ分別を業者に教えるのに苦労している」「排出業者はお客さんということもあり強く言えない」、また自営業者などからは、これまで木くずなど合わせ産廃物は、ゴミ搬入許可書をいただき市の処理施設にだしていたが、今年4月より、処分業者に委託するこ

とになり、ゴミ処分料が割高となったなど、切実な訴えが寄せられています。

そこで質問ですが、1、分別の周知については、事業所に対しては、ゴミ収集業者まかせでなく、行政が責任をもって説明会を実施すること。特に大きな会社については指導を徹底すること。2、中小零細業者の営業を圧迫する要因となっている産廃物処分料軽減のための対策をおこなうこと。以上2点について見解を求めます。

次に後期高齢者医療制度について質問します。

昨日17日は、敬老の日でした。大分市敬老大会に参加させていただきました。

お年寄りの生き生きした姿は、とてもよいものです。しかし現実には、医療・介護など、どの分野をみても生きる希望を奪うものばかりです。長生きしてよかったと言える社会にしたいものです。さて、08年4月より、75歳以上の高齢者を対象に「後期高齢者医療」という、新たな制度が始まります。

しかしこれは、高齢者を中心にした患者負担増、保険給付削減が中心に据えられ、医療給付費の抑制をすすめるものとなっています。

第1は、保険料のあらたな負担と年金天引きです。75歳以上の後期高齢者は、健保・国保の扶養家族で負担0の方にも新たな保険料負担が生じます。政府の試算でも、保険料は月額6、200円、年額74、400円となります。大分県は、高齢者の一人当たりの年間医療費は、全国11番目で、2年間の医療費総額をもとに保険料を算定するために、全国平均よりも相当高くなると言われています。最高限度額は50万円との案が示されています。

第2は、現行制度にない厳しい資格証明書の発行です。保険料を滞納すれば、「保険証」から「資格証明書」に切り替えられ、保険証をとりあげられてしまいます。国民健康保険では、老人医療費の対象者は除外規定となっています。

第3は、医療内容の悪化です。医療内容は別立ての診療報酬が計画されているなど、十分に医療が受けられなくなる可能性があるなど、多くの問題点をかかえています。高齢者への情け容赦ないやり方は到底納得できません。

その上、70才～74才は、窓口負担1割から2割に、65才～74才は、国保税が年金から天引きです。また現役世代も「支援金」

という名目で新たな保険料負担増（事業費の4割）、が毎月の給料から差し引かれます。

そこで質問しますが、制度は凍結・延期し、1、高齢者の負担増を押さえたために、国の負担を増やすこと。2、医療内容を後退させることなく、いままで通り医療が受けられるようにすること。3、被保険者証の取り上げをしないこと。など制度の抜本的な見直しを政府に要求すべきです。また大分県後期高齢者医療広域連合議会にも国に意見を上げるように要望する考えはありませんか。見解を求め、初回の質問を終わります。

